

学校適正配置の位置づけ

1 学校教育法

(学校設置基準)

第3条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

(小学校設置義務)

第38条 市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない。

(準用基準)

第49条 第38条 までの規定は、中学校に準用する。

2 新潟市総合計画

(1) 都市像： 市民が共に育つ、教育文化都市

(2) 政策： 4 学びを支援する学習環境

(3) 施策： (3) 開かれた教育行政の推進
学校の適正配置

(4) 事業： 学校規模適正化推進事業

事業の概要	事業内容			平22 目標
	平20	平21	平22	
適正な学校規模などについて検討し、小・中学校の全市的な配置計画の策定を進めます。	適正配置審議会運営	適正配置審議会運営	配置計画策定	配置計画の策定

3 教育ビジョン

(1) 基本施策：14 ニーズと課題に応える教育行政の推進

(2) 施策概要：14 - 4 学校の適正配置

教育効果の向上と教育環境の整備を図る目的で適正な学校規模などについて検討し、小・中学校などの全市的な配置計画の策定を進めます。

(3) 実施事業： 酒屋小学校，割野小学校の統合
平成22年度両川小学校開校予定
市之瀬小学校，結小学校の再編分離・新設
平成23年度新設校開校予定